

田辺市台風 12 号災害義援金の第 2 次配分等について

市では、田辺市平成 23 年台風第 12 号災害に係る第 2 回義援金配分委員会を 11 月 25 日に開催し、新たに対象として、特別に配慮する世帯・地域、事業所等を追加して、第 2 次配分額等下記のとおり決定しました。

記

1 配分対象及び配分額

被害程度等	第 2 次配分額	第 1 次配分額	合計
死者・行方不明者	20 万円	20 万円	40 万円
住宅全壊・流出	20 万円	20 万円	40 万円
住宅半壊	10 万円	10 万円	20 万円
住宅床上浸水	5 万円	5 万円	10 万円
特別に配慮する世帯・地域	10 万円		10 万円
事業所・店舗等	10 万円		10 万円

特別に配慮する世帯・地域（ア以外では既に義援金の対象となっている世帯は除く）

ア 床上浸水が 1m 以上の世帯

イ 被災した高齢者生活支援ハウス（本宮、請川）に入所していて元住家が被害を受けた世帯

ウ 三栖地区で隣家の被災（全壊）による避難世帯

エ 大塔熊野地区 *警戒区域

オ 本宮町奥番地区 *集落解散

カ 本宮町曲川地区 *孤立集落

キ 本宮町大居地区 *避難指示

事業所・店舗等（公共施設は除く）で床上浸水以上の被害の内、事業主等が住家で義援金の配分対象となっていないもの

2 配布方法等

田辺市災害義援金第 2 次配分については、和歌山県災害義援金第 4 次配分と併せて、市民総合センター（福祉課）各行政局ごとに申請手続きをしていただき、12 月 1 日から 12 月 28 日まで支給します。なお、死者・行方不明者に関しては義援金が高額となるため口座振込とします。

3 和歌山県台風 12 号災害義援金

被害程度等	第 1 次配分額	第 2 次配分額	第 3 次配分額	第 4 次配分額
死者・行方不明者	10 万円			90 万円
重傷者		10 万円		40 万円
親を亡くした児童		10 万円		40 万円
住宅全壊	10 万円			20 万円
住宅半壊	10 万円			5 万円
住宅床上浸水		3 万円	2 万円	